

ま な び 第 2 0 5 2 号
令和 2 年 (2 0 2 0 年) 1 月 1 1 日

県内各学校長 様

佐賀県県民環境部まなび課長
(公 印 省 略)

佐賀県少年自然の家における利用料金の改定について (通知)

日頃より本県の社会教育行政に対し、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、佐賀県少年自然の家 3 施設 (黒髪・北山・波戸岬少年自然の家) につきましては、自然の家の魅力をさらに引き出し、青少年の健全育成に役立てることを目的に、平成 18 年 (2006 年) 4 月から、指定管理者制度を導入し、管理・運営を行っております。

この度、令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日からの第 5 期指定管理更新に伴い、寝具代を別途徴収するといった料金体系の見直しを行うとともに、下記のとおり利用料金を改定することとしました。

また、利用料金の減免制度については、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が策定されていることから、身体障害者等及びその介護者 1 名についても、減免対象に追加することとしました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、引き続き少年自然の家のご利用をお願いいたします。

記

1 県内少年自然の家

- ・佐賀県黒髪少年自然の家 (武雄市山内町宮野 1 8 8 8 - 5 4)
- ・佐賀県北山少年自然の家 (佐賀市富士町関屋 5 1 4 - 1)
- ・佐賀県波戸岬少年自然の家 (唐津市鎮西町名護屋 5 5 8 1 - 1)

2 利用料金改定の内容

料金区分		対象者・内容	金額	
			改定前 (R2.3.31 まで)	改定後 (R2.4.1 から)
施設 利用 料金	宿泊	中学生以下	100 円	無料
		高校生、学生及び 2 3 歳未満の青年	210 円	300 円
		保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の指導者（教育内活動に係る教職員等）	210 円	300 円
		上記に掲げる以外の者	430 円	700 円
	日帰り	1 団体当たり 1 時間	100 円	200 円
寝具代		3 歳以上 3 歳未満は無料	施設利用料金に 含む	150 円 実費相当額で設 定しているため、 変更になる場合が あります。

【料金改定後の例】

学校行事で、引率教諭（1 名）、小学校の児童（20 名）が 1 泊 2 日で利用した場合

引率教諭 1 名 × (施設利用料金 300 円 + 寝具代 150 円) = 450 円

児童 20 名 × (施設利用料金無料 + 寝具代 150 円) = 3,000 円

合計 3,450 円

食事料金は別途徴収

3 利用料金改定の実施時期

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から

4 利用料金の減免制度

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日より下線部分を減免の対象に追加。

【佐賀県少年自然の家に係る施設利用料金の減免制度】

- ・ 学校行事として利用する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童及び生徒のうち、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく教育扶助又は就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励につ

いての国の援助に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号）若しくは特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）に基づく就学奨励費の支給を受けている児童生徒。

- ・ 少年自然の家で活動するボランティアの養成又は実践活動における当該ボランティアに参加する者。

・ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護のために同伴する者（同伴する者が 2 人以上いるときは、1 人に限る。）。

佐賀県県民環境部まなび課

企画担当 西岡 吉田

TEL 0952-25-7313

FAX 0952-25-7406

e-mail manabi@pref.saga.lg.jp